

(別紙1) 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正(新旧対照表)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
基発0808第1号 令和元年8月8日 <u>一部改正</u> 基発0612第22号 <u>令和6年6月12日</u> 労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第33号。以下「<u>令和元年改正省令</u>」という。)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第83号。以下「<u>令和元年改正告示</u>」という。)が、令和元年8月8日にそれぞれ公布又は告示され、令和元年10月1日から施行又は適用されたところである。<u>また、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第95号。以下「令和6年改正省令」</u>という。)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第213号。以下「<u>令和6年改正告示</u>」という。)が令和6年6月3日にそれぞれ公布又は告示され、令和6年10月1日から施行又は適用することとされたところである。 これらの改正省令及び改正告示の趣旨及び細部の取扱いについては下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。 1 趣旨 近年普及が進む対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵す	基発0808第1号 令和元年8月8日 労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第33号。以下「改正省令」という。)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第83号。以下「改正告示」という。)が、令和元年8月8日にそれぞれ公布又は告示され、令和元年10月1日から施行又は適用<u>することとされた</u>ところである。 改正省令及び改正告示の趣旨及び<u>内容</u>については、<u>下記のとおり</u>であるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。 1 趣旨・目的 対地電圧が50ボルトを超える<u>低圧の</u>蓄電池を内蔵する自動車

る自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務に労働者を就かせる際に、電気等による労働災害を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の規定に基づく当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を規定するものである。

（削除）

（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務は低圧の電気取扱業務に含まれることから、事業者は、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者の電気による危険を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の規定に基づき、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条第4号で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を実施することが義務付けられている。また、当該特別教育は、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）第6条に定められた科目（範囲）及び時間により実施されている。

一方で、電気自動車等には低圧の電気取扱業務において一般に取り扱われる配電設備又は変電設備が搭載されていないこと並びに電気自動車等の整備の業務を行うに当たっては電気自動車等に特有の構造及び整備方法について習得している必要があることから、厚生労働省では、「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会」を開催し、その報告書（平成31年4月26日公表。以下「報告書」という。）をとりまとめた。今般、報告書に基づき、電気自動車等の整備業務に係る作業の実態を踏まえた上で、電気による労働災害を防止する観点から、当該業務に従事しようとする労働者に必要な知識及び技能を習得させるための特別教育として、電気自動車等の整備業務を低圧の電気取扱業務から分離して新たに規定するものである。

2 改正の要点

（1）改正省令関係

特別教育の対象業務として、電気自動車等の整備業務を規

2 細部事項

(1) 対象の自動車

対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車には、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械が含まれること。

(2) 学科教育の科目の範囲

ア 「電気装置に関する基礎知識」の「配線」には、駆動用蓄電池（バッテリー）から駆動用原動機（モーター）、12ボルトバッテリー等からエアコン等への配線（サービスプラグ等を含む。）が含まれること。

イ 「電気装置に関する基礎知識」の「電気絶縁」には、絶縁が破壊される可能性もあるという電気や材料の性質が含まれること。

ウ 「電気装置に関する基礎知識」の「駆動用蓄電池及び充電器」には、蓄電池（バッテリー）内部の電解液等の化学物質の知識が含まれること。

定すること。

また、従来から特別教育の対象業務とされている低圧の電気取扱業務の範囲から、電気自動車等の整備業務を除くこと

。

(2) 改正告示関係

電気自動車等の整備業務に係る特別教育の実施について必要な事項として、学科教育及び実技教育の科目、範囲及び時間を規定したこと。

3 細部事項

(1) 対象の自動車

対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車には、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械が含まれること。

(2) 学科教育の科目の範囲

ア 「低圧の電気装置に関する基礎知識」の「配線」には、駆動用蓄電池（バッテリー）から駆動用原動機（モーター）、12ボルトバッテリー等からエアコン等への配線（サービスプラグを含む）が含まれる。

（新設）

イ 「低圧」の電気装置に関する基礎知識の「駆動用蓄電池及び充電器」には、蓄電池（バッテリー）内部の電解液等の化学物質の知識が含まれる。

エ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「絶縁用保護具」には、絶縁手袋、絶縁用靴が含まれること。また、絶縁用保護具については、必要な知識として、電気自動車等の電路を停電させる操作等を行うにあたって適切な耐電圧性能を有するものを選択する必要があることが含まれること。

おって、「絶縁用防具」には絶縁シートが含まれること。

オ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「検電器」には、サーキットテスター、絶縁抵抗計が含まれること。

カ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「その他の安全作業用具」には、保護眼鏡が含まれること。

キ 「自動車の整備作業の方法」の「充電電路の保護」には、配線の絶縁処理が含まれること。

ク 「自動車の整備作業の方法」の「作業者の絶縁保護」には、絶縁用保護具、絶縁工具等の使用が含まれること。

ケ 「自動車の整備作業の方法」の「停電の方法」には、サービスプラグの取扱いの方法（サービスプラグの取外し、取付け、管理）のほか、車体の構造に応じたサービスプラグの取外し以外による高電圧の充電電路の停電のための操作が含まれること。

コ 「自動車の整備作業の方法」の「停電電路に対する措置」には、残留電荷の確実な放電が含まれること。

(3) 実技教育の科目の範囲

「安衛則第三十六条第四号の二の自動車の整備作業の方法」には、絶縁用保護具等の使用、停電のための操作等が含まれること。

(4) 科目の省略等

エ 「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の「絶縁用保護具」には、絶縁手袋、絶縁用靴が含まれる。

エ 「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の「検電器」には、サーキットテスター、絶縁抵抗計が含まれる。

オ 「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の「その他の安全作業用具」には、保護眼鏡が含まれる。

カ 「自動車の整備作業の方法」の「充電電路の保護」には、配線の絶縁処理が含まれる。

キ 「自動車の整備作業の方法」の「作業者の絶縁保護」には、絶縁用保護具、絶縁工具等の使用が含まれる。

ク 「自動車の整備作業の方法」の「サービスプラグの取扱いの方法」には、サービスプラグの取外し、取付け、管理が含まれる。

ケ 「自動車の整備作業の方法」の「停電電路に対する措置」には、残留電荷の確実な放電が含まれる。

(3) 実技教育の科目の範囲

「安衛則第三十六条第四号の二の自動車の整備作業の方法」には、絶縁用保護具等の使用、サービスプラグの取外し、取付け、管理が含まれる。

(4) 科目の省略

電気自動車等の整備業務に係る特別教育については、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に定める学科教育及び実技教育により行うこと。

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができること。特に、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく次の技能検定に合格した者であって、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるものは、学科教育の科目のうち「電気に関する基礎知識」について十分な知識を有していると認められる者として取り扱うことができること。

- ① 一級大型自動車整備士
- ② 一級小型自動車整備士
- ③ 一級二輪自動車整備士
- ④ 二級ガソリン自動車整備士
- ⑤ 二級ジーゼル自動車整備士
- ⑥ 二級自動車シャシ整備士
- ⑦ 二級二輪自動車整備士
- ⑧ 三級自動車シャシ整備士
- ⑨ 三級自動車ガソリン・エンジン整備士
- ⑩ 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
- ⑪ 三級二輪自動車整備士

電気自動車等の整備業務に係る特別教育については、改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程（以下「新規程」という。）第6条の2に定める学科教育及び実技教育により行うこと。

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることから、同条の規定に基づき次のとおり特別教育を省略することができること。

ア 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく次の技能検定に合格した者であって、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から低圧電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるもの（以下、「電気の基礎知識を有する自動車整備士」という。）は、学科教育の科目のうち「低圧電気に関する基礎知識」について十分な知識を有していると認められる者として取り扱うことができること。

- 1 一級大型自動車整備士
- 2 一級小型自動車整備士
- 3 一級二輪自動車整備士
- 4 二級ガソリン自動車整備士
- 5 二級ジーゼル自動車整備士
- 6 二級自動車シャシ整備士
- 7 二級二輪自動車整備士
- 8 三級自動車シャシ整備士
- 9 三級自動車ガソリン・エンジン整備士
- 10 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
- 11 三級二輪自動車整備士

⑫ 自動車電気装置整備士

(5) (略)

3 経過措置等

- (1) 令和6年改正告示の施行日前に、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育（安全衛生特別教育規程第5条及び第6条並びに令和6年改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程第6条の2の規定による特別教育等）を受けた者については、安衛則第37条の規定に基づき、当該受講した科目を省略できること。
- (2) 令和元年改正告示の施行日前に、令和元年改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程第6条に規定する特別教育を受講した者については、令和元年改正省令附則第2条に基づき、令和元年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する特別教育を受講することを要しないこととしていたこと。

(削除)

12 自動車電気装置整備士

(5) (略)

4 経過措置等

- (1) 施行日より前に、新規程第6条の2に規定する電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育を受けた者については、安衛則第37条の規定に基づき、当該受講した科目を省略できること。
- (2) 施行日より前に、改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程（以下「旧規程」という。）第6条に規定する特別教育を受講した者については、改正省令附則第2条に基づき、新規程第6条の2に規定する特別教育を受講することを要しないこと。
- (3) 3（4）アのとおり、電気の基礎知識を有する自動車整備士は、「低圧の電気に関する基礎知識」を有していると認められることから、旧規程第6条に規定する特別教育についても、安衛則第37条の規定に基づき当該科目を省略することができるものとして差し支えないこと。
即ち、事業者が必要な知識及び技能を有していると認める者については、安衛則第37条の規定に基づき、特別教育の科目の全部または一部の省略が可能であるが、個別の労働者の知識及び技能を確認のうえ、判断すること。